

# 令和7年度 学校における虐待対応の流れ ～通告まで～

( )学校

【所管の教育委員会】情報集約・確認・整理 (市町村虐待担当課や所轄の警察署、子ども相談センターとの連携)

## 発生予防等

- ・子供や保護者への相談窓口の周知、相談対応
- ・児童虐待未然防止のための教育、啓発活動
- ・研修の実施、充実

- ・本人(子ども、保護者)からの訴え
- ・前在籍校・学校医や学校歯科医・他の保護者
- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室等

## 早期発見

- ・日常の観察による子供、保護者、家庭状況の把握
- ・健康診断、水泳指導
- ・教育相談、アンケートなど
- ⇒子供・保護者・状況について違和感あり
- ⇒チェックリストに複数該当

## 管理職

- ★情報の集約・確認・整理・(通告・通報)
- ★緊急検討会(関係職員のみ)の開催指示 等

## 第一発見者

- ★虐待の疑いのある児童生徒の情報を把握
- ・担任 ・学年主任 ・生徒指導主事
- ・養護教諭 等

## チームとしての対応、早期対応 (情報収集・共有→対応検討)

【メンバー】管理職、養護教諭、関係学級担任、関係学年主任、スクールカウンセラー(スクールソーシャルワーカー)、スクール相談員 等

- ①明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄など)があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子どもが帰りたくないと言った場合(子ども自身が保護・救済を求めている場合)

①～④に該当

通告

- ①明らかな外傷(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけどなど)があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄など)があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

①～④に該当せず

通告

①～④に該当

通報

## 【岐阜県子ども相談センター】

- ★一時保護・家庭訪問 等
- ・中央 Tel 058-201-2111
- ・西濃 Tel 0584-78-4838
- ・中濃 Tel 0574-25-3111
- ・東濃 Tel 0572-23-1111
- ・飛騨 Tel 0577-32-0594

## 【市町村(虐待対応担当課)】

TEL

## 【〇〇(所轄)警察署】

- ★110番通報
- ( )署
- 担当( )
- TEL( )

連携対応

安全確認、情報収集、調査

(必要に応じて)一時保護

調査継続

援助方針の決定

(必要に応じて)施設入所

在宅での支援【登校】